

鎌倉市から、市民の皆様へご報告とお願い

世界遺産登録事業のこれからと、まちづくり

平成4年、日本がユネスコの世界遺産条約を批准すると同時に、鎌倉は世界遺産暫定リストに掲載され、世界遺産登録推薦への道が開かれました。

以来20年余、市は、市民の皆様とともに、鎌倉の世界遺産登録をめざして調査研究を進めてきました。平成18年には「鎌倉世界遺産登録推進協議会」、平成19年には「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会」が結成され、市民の皆様と4県市が世界遺産登録をめざし歩を一にして進んでいく態勢で、登録推進に努力してまいりました。その甲斐あって、昨年1月にはようやく日本国よりユネスコに対し、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録推薦書が提出される運びとなり、本年6月の登録をめざして、ユネスコの決定を待つばかりとなっていたところでした。

しかしながら、去る4月30日に、ユネスコの諮問機関であるイコモスから「不記載（登録不可）」の勧告が出されたことから、6月には国において推薦の取り下げが決定されました。鎌倉市はこの勧告結果を真摯に受け止め、今後も市民の皆様と一丸となって再推薦をめざして努力するとともに、市民の皆様のご意見をうかがいながら、世界遺産とまちづくりに役立つ取り組みを進めてまいります。

鎌倉市は市民の皆様とともに、鎌倉の貴重な歴史的遺産や景観を守り、確実に後世に伝える手段として、世界遺産登録活動に取り組んできました。この取り組みを通して、世界遺産登録が鎌倉にとって長年の課題となっている交通渋滞、景観および文化財保護などの課題解決にも役立つことが判ってきました。そして登録推進活動をきっかけに、より多くの市民の皆様に参加していただき、鎌倉の将来を考える協働の輪が広がるという大きな成果が生まれています。

鎌倉は昭和30年代に、歴史的景観を守るため、市民自身が立ち上がり古都保存法制定のきっかけを作ったまちです。市民が鎌倉の歴史と文化を誇りとして、文化遺産と緑を守ってきた市民自治の伝統あるまちです。鎌倉市は、その良き伝統の上に、世界遺産登録をめざしていきます。

また、市はこの勧告をバネにして、国・県の支援も得ながら、次のような3つの取り組みを進めていきます。

① 埋蔵文化財の調査、研究など
歴史的遺産を守る② 歴史的風土特別保存地区をはじめ
として、鎌倉の貴重な緑・景観を守る

③ 渋滞対策など、市民の暮らしを守る

具体的成果がはっきり形になるのは、何年か先になるかもしれません。

しかし「あの時、厳しい評価を受けたお陰で、こないいいまちになった。」

そう語れる日のために、行政としては、鎌倉の魅力と歴史的・文化的資産を再発見し、それを守り伝える中で鎌倉の持続的な発展をめざします。そして鎌倉のまちの将来のために、今後なにをしていくべきかについて、改めて真摯に取り組んでまいります。そのために、市民の皆様との協働の輪を広げ、「住んでよく、訪れてよい、鎌倉のまちづくり」を共に考え取り組んでいきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

Q 登録推進事業は、まちづくりの点でどんな成果をあげたの？

A 登録に向け、文化財保護法に基づく国指定史跡の指定や保存管理計画の策定などに取り組み、鎌倉の文化財保護行政を進展させることができました。また、景観上の問題について解決していく取り組みを進め、若宮大路周辺を景観法の景観地区に指定するなど、法的な規制による景観保護を図りました。

さらに、平成18年には、市民団体などとの協働により、鎌倉世界遺産登録推進協議会が設立されました。啓発活動などに積極的に取り組み、多くの市民の皆様が鎌倉の歴史文化の価値や魅力を再認識していただき、また、鎌倉市内の小中高校生に郷土の歴史と文化的価値を伝えていくという成果を得ています。